

開催・平成29年3月29日

所管部課	市民部 課税課	部長	関田 新一		
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項	
関係 規則	東大和市税条例				
事項 部課 機関	納税課				
1. 要旨	地方税法等の改正に伴い、規則の一部改正を行う。				
(1) 主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融税制の一体化等に伴う、様式の改正を行う。</li> <li>・東京都と都内全62市区町村で取り組んでいる「特別徴収の推進」において、広域的な様式の統一が図られたことに伴い、様式を削除する。</li> <li>・申請による換価の猶予制度の運用及び滞納管理システムの更新に伴い、文言及び様式の一部を削除する。</li> </ul>				
① 条項の削除	第9条第2項、第16条第1項第4号及び第5号、第16条の2第3項、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条を削除する。				
② 様式の一部改正	第22号様式(2枚目)、第72号様式				
③ 様式の削除	第9号様式の4、第28号様式、第29号様式、第40号様式の2、第95号様式、第96号様式、第99号様式から第111号様式				
(2) 施行日	平成29年4月1日				
(3) 影響および効果	納税者の利便性の向上と事務の効率化を図ることができる。				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)	文書課審査済み				
3. 留意事項(問題点等)					
4. 主管部処理案(検討結果等)	府議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果					

注: 定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。